

静岡市報

No. 184

静岡市葵区追手町5番1号

発行所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発行日 毎月1日・随時

目次

規則

- 静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 3
- 静岡市海洋文化拠点施設基本計画策定に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則・・・・・・・・・・ 4

教育委員会規則

- 静岡市適応指導教室条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 7

規 則

静岡市規則第78号

静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成30年8月3日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市介護保険条例等施行規則（平成15年静岡市規則第71号）の一部を次のように改正する。

様式第36号及び様式第44号中「(費用の9割)」を削る。

様式第46号中「保険料未納の方に対し、通常の保険給付を行うことは、被保険者間の公平を損なうことから」を「このことから」に、「減額及び」を「減額を行う旨並びに」に、「及び高額介護予防サービス費」を「、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費」に、「行わないことに決定しましたので」を「行わない旨を被保険者証に記載するので」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第79号

静岡市海洋文化拠点施設基本計画策定に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則をここに制定する。

平成30年8月7日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市海洋文化拠点施設基本計画策定に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号。以下「条例」という。）第2条第4項の規定に基づき、海洋文化拠点施設の基本計画の策定に係る臨時的事務を処理するための附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な細目を定めるものとする。

(名称)

第2条 附属機関の名称は、静岡市海洋文化拠点施設基本計画策定委員会とする。

(所掌事務)

第3条 附属機関が所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 海洋文化拠点施設の基本計画の策定について調査審議すること。
- (2) 海洋文化拠点施設の基本計画の策定に関し、市長に意見を述べること。

(組織)

第4条 附属機関は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 海洋研究及び博物館の管理に関し優れた識見を有する者
- (2) 静岡商工会議所を代表する者
- (3) 静岡県交通基盤部港湾局局長の職にある者
- (4) 市民

3 市長は、前項第4号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成31年3月31日までとする。

- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
(会長及び副会長)

第6条 附属機関に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。
- 4 会長は、附属機関の会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長の指名によりこれを定める。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第7条 附属機関の会議は、会長が招集する。

- 2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 附属機関の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。
- 4 附属機関は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年8月8日から施行する。
(この規則の失効)
- 2 この規則は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第17号

静岡市適応指導教室条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成30年7月25日

静岡市教育委員会

教育長 池谷 眞樹

静岡市適応指導教室条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市適応指導教室条例施行規則（平成18年静岡市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

利用場所	ふれあい教室 ・ はばたく教室	を
------	-----------------	---

」

「

利用場所	ふれあい教室 ・ かがやく教室 ・ はばたく教室	に
------	--------------------------	---

」

改める。

様式第2号中

「

利用場所	ふれあい教室 ・ はばたく教室	を
------	-----------------	---

」

「

利用場所		に
------	--	---

」

改める。

附 則

この規則は、平成30年8月29日から施行する。